

令和 4 年 6 月 7 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03500

研究課題名（和文）図書館・アーカイブに関する著作権法のあり方 - 図書館情報学と法学の架橋に向けて -

研究課題名（英文）Copyright law regarding libraries and archives -Toward a bridge between library and information science and law-

研究代表者

村井 麻衣子 (Murai, Maiko)

筑波大学・図書館情報メディア系・准教授

研究者番号：80375518

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、図書館情報学の知見を踏まえたうえで、図書館やアーカイブの法的な位置づけや意義・機能を検討し、図書館等に関する著作権法の解釈・立法への示唆を提示することを目的とする。図書館・アーカイブと法に関わる情報収集を広く行うとともに、図書館等に関する著作権の制限規定に関する調査等を進めた。また、本研究課題の期間において、インターネットを通じた図書館資料の一定の提供を可能とする著作権法改正の動きがあったため、改正の動向に関する情報収集に努めた。権利者の利益を確保しつつ、図書館等の機能を発揮することを可能とするような著作権法の制度設計について検討を引き続き進めている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

インターネットやデジタル技術の発達した現在、技術的には可能であるにもかかわらず、著作権法上の制約によりアーカイブの構築や図書館サービスの提供が実現できないことがある。本研究は、図書館やアーカイブに関して、権利者の利益の保護に配慮しつつ、技術を活用した適切な利用を行いうる著作権法のあり方を提示することを目指すものであって、著作権法上の解釈・立法上の課題を解決することで学術的な寄与をもたらすとともに、社会的な利益に貢献しようとするものである。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to examine the legal position, significance, and function of libraries and archives based on the knowledge of library informatics, and to present suggestions for the interpretation and legislation of copyright law related to libraries.

Along with widely collecting information related to libraries and archives and the law, I conducted investigations on copyright restrictions related to libraries. During the period of the research project, there was a movement to revise the Copyright Law, which allow library materials to be provided via the Internet without the authorization of copyright holders, so I have collected information on the trend of the revision. Now I'm trying to design a copyright law system that will enable the library to function well while ensuring the interests of right holders.

研究分野：知的財産法

キーワード：著作権法 知的財産法 図書館 図書館情報学 権利制限 著作権の制限

1. 研究開始当初の背景

インターネットやデジタル技術が発展するにつれ、アーカイブの可能性は飛躍的に増大し、電子図書館や大規模なデジタル・アーカイブの構築が可能となっている。しかし、現在の著作権制度のもとでは、著作物の複製・公衆送信(インターネット上での送信等)等には、原則として著作権者の許諾が必要である。このため、デジタル・アーカイブを構築する際には、著作権の存続期間が経過した著作物を除き、多くの場合において著作権処理が必要となり、著作権の問題から提供が不可能、あるいはコスト的に困難となることも多い。特に、権利者不明の著作物である「孤児著作物」の問題は、アーカイブを構築するうえで大きな障害になっている。また、技術的には可能なインターネットを活用した図書館サービスも、著作権法上の制約により実現できないことが課題となっていた。

2. 研究の目的

デジタル化・ネットワーク化が進み、大量かつ迅速に著作物を利用者に届けることが技術的には可能となっている現在、紙媒体による個別の少量処理を前提とする現行著作権法の根本的な枠組みが適合しなくなっており、権利者と利用者のバランスのあり方の見直しが必要となっている。著作権者の利益に配慮しつつも、技術を活用した知識や情報の集積・共有を可能とする著作権制度の望ましいあり方とはどのようなものかを検討することが求められているといえよう。その際には、図書館情報学において研究の蓄積のある、図書館やアーカイブの機能や意義、法的な位置づけを踏まえて検討することが有用と考えられる。

そこで本研究では、図書館情報学の知見をもとに、図書館やアーカイブの意義や法的な位置づけを明らかにしたうえで、図書館やアーカイブに関する著作権法のあり方に関する解釈・立法への示唆を提示することを目的とする。また、この研究を通じて、図書館情報学と法学との学際的な研究の基礎を築くことを目指す。

3. 研究の方法

まず、図書館情報学の知見をもとに、図書館・アーカイブの法的な位置づけ、機能や意義を明らかにする。その内容を踏まえ、著作権法のあり方への示唆を検討する。より具体的には、第一に、現行の著作権法を前提とし、図書館・アーカイブに関する著作権の制限規定(31条等の解釈及び立法)や裁定制度の望ましいあり方を検討し、示唆を提示する。第二に、著作権制度の根本的な改革をも視野に入れ、図書館・アーカイブのような、広く公益に資する著作物利用に対する著作権法のあり方について、権利範囲のあり方、制限規定のあり方、補償金制度の活用等を検討し、著作権法の将来的なあり方についての示唆を提示することを旨とするとともに、その実現可能性や実現方法について検討を行う。

4. 研究成果

研究期間全体を通じて、著作権法と図書館の問題に関わる調査を進めた。関連する分野が幅広く、想定より調査に時間を要したため、当初計画における具体的な論点の検討を十分に行うには至らなかったが、それでも、本研究課題にかかる近年の法改正等の動向を把握し、図書館と著作権法に関する基礎的な調査や検討を一定程度進めることができた。本研究期間において、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受け、図書館に関する著作権の制限規定(31条)の改正に向けた動きがあったため、前年度応募により新たな研究課題「図書館資料のオンライン活用に向けた著作権法の将来設計」を設定した。本研究課題の成果をもとに、引き続き図書館と著作権法に関する問題の検討を進めていく予定である。

研究成果の概要として、主に本研究課題に関連して公表した研究成果からの要点を以下にまとめる。

(1) 著作権の制限規定の意義

米国著作権法における著作権の一般的な制限規定であるフェア・ユースに関する理論を参考に、著作権の制限規定の意義を検討した。教育・研究目的などの外部性を有する著作物利用や、表現の自由、民主主義、行動の自由といった重要な非金銭的価値に関わる著作物利用については、権利制限規定等によって許容すべき必要性が高いことに留意する必要がある、図書館等における著作物利用はこのような非金銭的な価値に密接に関わるものである。

(2) 知る権利と時事の事件の報道

「知る権利」を実質的に保障するという図書館の役割を踏まえ、著作権法において知る権利を保障する機能を果たす規定の一つとみることのできる 41 条（時事の事件の報道）についての検討を行った。41 条は、民主主義の根幹に関わる知る権利に配慮し、報道の自由を保護したものと位置づけることができることから、このような趣旨に基づいて各要件の適用が判断される必要がある。

(3) 図書館と著作権法

令和 3 年（2021 年）著作権法改正では、新型コロナウイルス感染症の流行による図書館の休館等の影響を受け、図書館に関する著作権の制限規定である 31 条の見直しが行われた。それにより、国立国会図書館により電子化された資料のうち、絶版等の理由により一般に入手することが困難な図書館資料をインターネットを通じて個人向けに送信することが可能となるとともに（国立国会図書館による絶版等資料の個人向けのインターネット送信）、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料である著作物の一部分（「国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるもの」については「全部」の公衆送信が可能）を公衆送信することが可能となった（図書館等による図書館資料の公衆送信）。

本改正の内容を精査するとともに、残された課題や今後の図書館と著作権法のあり方について引き続き検討を進めている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 村井麻衣子	4. 巻 749号
2. 論文標題 図書館での著作物利用とデジタル教科書のゆくえ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 28-33
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村井麻衣子	4. 巻 別冊ジュリスト第248号
2. 論文標題 内部分裂の場合の処理 [FUKI事件]	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 商標・意匠・不正競争判例百選（第2版）（別冊ジュリスト第248号）	6. 最初と最後の頁 172-173
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村井麻衣子	4. 巻 ジュリスト臨時増刊1544
2. 論文標題 放送番組における未公表楽曲の利用	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 令和元年度 重要判例解説（ジュリスト臨時増刊1544号）	6. 最初と最後の頁 262-263
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村井麻衣子	4. 巻 242
2. 論文標題 著作者の立証 [ノンタン事件]	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 著作権判例百選（第6版）（別冊ジュリスト242）	6. 最初と最後の頁 36-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村井麻衣子	4. 巻 244
2. 論文標題 独占的通常実施権者による差止請求〔ヘアブラシ事件〕	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 特許判例百選（第5版）（別冊ジュリスト244）	6. 最初と最後の頁 206-207
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村井麻衣子	4. 巻 1544
2. 論文標題 放送番組における未公表楽曲の利用	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 令和元年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊1544号）	6. 最初と最後の頁 262-263
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村井麻衣子	4. 巻 50
2. 論文標題 フェア・ユースにおける市場の失敗理論と変容的利用の理論（6） 日本著作権法の制限規定に対する示唆	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 知的財産法政策学研究	6. 最初と最後の頁 35-59
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 村井麻衣子	4. 巻 51
2. 論文標題 フェア・ユースにおける市場の失敗理論と変容的利用の理論（7） 日本著作権法の制限規定に対する示唆	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 知的財産法政策学研究	6. 最初と最後の頁 47-63
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 村井麻衣子	4. 巻 242
2. 論文標題 著作者の立証 [ノンタン事件]	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト (著作権判例百選 第6版)	6. 最初と最後の頁 36-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村井麻衣子	4. 巻 798
2. 論文標題 現代美術の著作物性 - 金魚電話ボックス事件	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 131
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村井麻衣子	4. 巻 418
2. 論文標題 令和3年著作権法改正：図書館関係の権利制限規定の見直し	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 カレントアウェアネス-E	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 村井麻衣子	4. 巻 61
2. 論文標題 フェア・ユースにおける市場の失敗理論と変容的利用の理論 (9・完) 日本著作権法の制限規定に対する示唆	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 知的財産法政策学研究	6. 最初と最後の頁 37-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 村井麻衣子	4. 巻 494
2. 論文標題 令和3年著作権法改正 - インターネットを通じた図書館資料へのアクセスの容易化と放送番組の同時配信等における権利処理の円滑化	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 58-64
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村井麻衣子	4. 巻 805
2. 論文標題 音楽教室事件控訴審	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 125
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 村井麻衣子
2. 発表標題 著作権法31条 (図書館に関する権利制限規定) の改正に向けた議論について
3. 学会等名 大学図書館シンポジウム
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 村井麻衣子
2. 発表標題 著作権法における知る権利の保障 - 41条 (時事の事件の報道) の検討 -
3. 学会等名 知的財産法研究会 (北海道大学)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 村井麻衣子
2. 発表標題 不正競争防止法2条1項1号における商品等表示の帰属主体が争われた事案〔FUKI事件〕
3. 学会等名 知的財産法研究会（北海道大学）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関